

ひまわり 向日葵

第248号
平成28年12月号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌

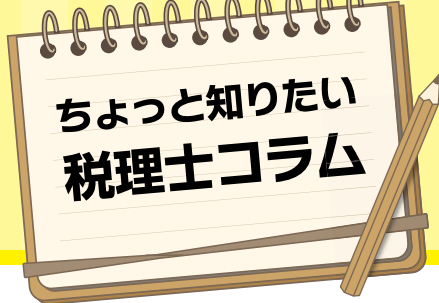


冬の只見線

主な 内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3	グラウンド・ゴルフ大会／消費税期限内完納式／年末調整実務研修会／情報セキュリティセミナー報告…	14
税務署だより……………	4-5	人人……………	15
平成29年度税制改正に関する提言……………	6-7	法人会入会案内／新入会員紹介コーナー……………	16
法人会全国大会参加報告／		法人会セミナーのご案内……………	17
市民・産業まつり法人会ブース出展報告……………	8	東村山税務署長納税表彰・都税感謝状受彰者紹介…	17
税金クイズ集計結果……………	9	会員増強決起大会実施報告……………	18
租税・科学教室実施報告／		国内研修実施報告……………	19
新春講演会のご案内……………	10	賀詞交歓会のご案内／ブロック・支部活動実施報告…	20-21
地域の名所／地域のイベント情報……………	11	女性部会実施報告／立川都税事務所からお知らせ…	22
社労士column……………	12	法人会行事のご案内……………	23
会社紹介……………	13	recipe……………	24





女性「100歳時代」を生きる

桜さんの貯金計画表		①	②				③				④				⑤				⑥				⑦		⑧	
平 成		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49			
夫 健		41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62			
妻 桜		37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58			
長男 歩		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
長女 杏		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			
夫の収入 給与		400	400	400	400	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	500	500	500	400			
借入、売却、相続、年金		2000								2033								1200								
妻の収入 パート/年金		102	102		102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102					
贈与、売却、相続、他		700								967						60	60	60	60	60	60	60	60			
入金合計 ㊦		3202	502	502	502	702	702	702	702	3702	702	702	702	702	702	762	762	1962	762	662	662	560	460			
生活費		300	300	300	300	300	300	300	300	300	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400			
住宅費(ローン)等		140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140					
教育費(長男)		30	30	30	50	40	40	60	45	45	150	120	120	120												
教育費(長女)		30	30	30	30	180	100	100	120	100	100	150	120	120	120											
家、修繕費、車、結婚		3100							180	3600						180		1200		210			130			
支出合計 ㊧		3600	500	500	520	660	580	600	785	4185	790	810	780	780	660	720	540	1740	540	750	540	400	530			
年間収支 ㊦-㊧		-398	2	2	-18	42	122	102	-83	-483	-88	-108	-78	-78	42	42	222	222	222	-88	122	160	-70			
貯金残高		450	452	454	436	478	600	702	619	136	48	-60	-138	-216	-174	-132	90	312	534	446	568	728	658			
借入金残高		2000	1930	1860	1790	1710	1630	1540	1450	1350	1240	1130	1010	890	760	620	530	400	265	130	0					

今回は税務相談の内容を仮想のドラマ風に「貯金計画表」を見ながらご紹介します。年代別の10人のご相談を一人の女性にあてはめました。

(有)山田建設、年商5000万、社員3人、父・進(社長)、母・梅(経理部長)、長男・健(専務)。この長男と結婚したのが桜さん。今回の主人公です。結婚して10年、9歳の歩と8歳の杏との4人暮らしです。

- ①桜さん37歳の時にマンション3100万を購入。桜さんの実父より住宅資金の贈与700万戴きました。また独身時代からの預金300万。夫(健)は2000万のローンと頭金100万。合計3100万で購入。妻は10/31の共有です。桜さんは会社の経理を担当。月85,000円、年102万の給与。夫の配偶者控除の対象です。
- ②桜41歳。夫健(45歳)は社長に就任。給与は増加。(貯金478万)
- ③桜45歳。マンションを3000万で売却して3600万の一戸建てを購入(土地2400万)。マンションは思った以上の金額で売却。2人で居住用3000万特別控除がダブルで6000万控除が使えるので税金は0円。
- ④49歳。子供の杏が20歳の時。家計は過去最大のマイナス。(－216万)
- ⑤51歳。桜さんの実父が亡くなります。桜さんには兄がいます。同居して父の介護をしていました。相続財産は40坪の土地と建物、預金は数万円。相続人は兄と桜さんの2人。40坪の土地建物は兄が相続します。桜さんは700万円の生前贈与はありましたが相続財産0円ではやっぱり納得しません。兄と相談して「代

償分割」の方法で600万相続となりました。兄の固有の預金で月5万、年60万、10年の分割払いです。

- ⑥53歳。夫のお父様(進)が亡くなります。相続財産は実家の土地建物と預金1200万。1000万は会社の運転資金に使いました。相続税200万。
- ⑦56歳。へそくりが最高額になります。500万円。夫に内緒で投資信託を購入して3年目です。毎年の配当は10万程。特定口座で申告は必要ありません。
- ⑧57歳。配当の所得税も確定申告すれば還付できることを雑誌で知りました。申告して15,000円が還付。しかし、配当10万は所得に加算されます。桜さんは知りませんでした。この年の秋に税務署より(有)山田建設に連絡。夫の年末調整の誤りがあり「扶養是正」とのことです。桜さんの所得が10万増加して夫の配偶者控除が受けられない事態です。へそくりは白日の下にさらされ夫に全て説明することになってしまいました。桜さん人生最大のピンチです。また、税金、国民健康保険料は3万程増加しました。桜さんの1.5万の還付額より多い金額です。
- ⑨61歳。婚姻20年以上の夫からの贈与、居住用不動産2000万控除を使い自宅は全て桜さんの所有になります。(貯金686万)
- ⑩65歳。桜さんの年金受給開始、年間84万程、大学卒業後4年ほど年金加入の会社勤めがあり夫より年金額は多い。(有)山田建設は残念ながら諸事情で厚生年金未加入です。
- ⑪66歳。夫健(70歳)より歩に社長を引き継ぎ。

税 務 署 だ よ り

平成28年分所得税等の確定申告を行う皆さまへ

所得税・贈与税・個人消費税の
東村山税務署の申告書作成会場は
2月10日(金)に開設します。

会場開設前は常設窓口での対応のみとなりますので、
申告書作成・相談のためのご来署はお控えください。



- 【開設期間】平成29年2月10日(金)から3月15日(水)まで
※土、日を除きます。ただし、2月19日(日)と2月26日(日)
は開場します。
- 【受付時間】午前8時30分から
- 【相談時間】午前9時から午後5時まで
※会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることが
ありますのでなるべく午後4時頃までにお越しください。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!!

～平成28年分から～

なりすましを防止するため、申告書や申請書等には、
「マイナンバーの記載」と「本人確認(番号確認と身元確認)」が必要となります。

確認は①または②の方法で行います(提示または写しの添付)。

また、番号確認及び身元確認には時間を要しますので、税務署窓口で提出の際は、①または②に
ついて事前のご用意をお願いします。

① **マイナンバーカード** (個人番号カード)

※ひとつで「番号確認」と「身元確認」が OK !

② **【番号確認書類】 + 【身元確認書類】**

※②は、①のマイナンバーカードがない場合の確認方法です。

◆番号確認書類とは … 通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しなど

◆身元確認書類とは … 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証など

※郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(両面)または②の写しを添付してください。

ご自宅等でも申告書等を作成できます！

国税庁HP「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。

インターネットを利用して申告書が作成できます。

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書が作成できます。

また、「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等は、印刷(白黒でも可)して、そのまま税務署に提出することができますので、ぜひご利用ください。

(ご利用の際の、事前の手続きは必要ありません。)



国税庁

検索

インターネットで「国税庁」へアクセス

「確定申告書等作成コーナー」
をご利用された方は、



次は、「e-Tax」で申告を！

- e-Tax のご利用の際には、事前準備が必要です。詳しい情報は、国税庁「e-Tax ホームページ」でご確認ください。
- e-Tax や確定申告書等作成コーナー等を利用して確定申告書を提出された方については、行政コスト削減の観点から、申告用紙等(青色申告決算書や収支内訳書を含みます。)を送付しておりませんので、引き続き e-Tax 等をご利用いただきますようお願いいたします。



『タックスアンサー』が
税の質問に答えます。

タックスアンサーは、税に関するインターネット上の税務相談室です。
よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。

詳しくは **タックスアンサー** **検索**



確定申告に関する
一般的なご相談は
『国税局電話相談センター』を
ご利用ください。

※税務署の電話番号から自動音声に従って「0」または「1」を選択してください。

確定申告書の提出と納税の期限は・・・

所得税及び復興特別所得税・贈与税は **3月15日(水)**

個人事業者の消費税及び地方消費税は **3月31日(金)**

※確定申告書の早期提出にご協力をお願いいたします！



中小企業の活性化に資する税制措置の拡充と 歳出・歳入の一体的改革を強く求める！

法人会の「平成29年度税制改正に関する提言」が、9月23日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

●消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

●2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

●財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

●消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

●持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

●少子化対策を含む社会保障のあり方では「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支え合う「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直していく必要がある。

3. 行政改革の徹底

●消費税率10%への引き上げが再延期されたが、財政健全化と社会保障の安定財源を確保するには、増税が不可欠であり、行革の徹底はその前提である。

●「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

●軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

●低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

●現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

5. マイナンバー制度について

●マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとはいえない。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

6. 今後の税制改革のあり方

● 今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

● OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

● 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

● 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

● 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

● 中小法人課税について、適用される中小法人の範囲(現行資本金1億円以下)を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標(例えば、所得金額や売上高)」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

● 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

● 納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

● 本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税等の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

● 事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

● 円滑な事業承継に資する観点から、取引相場のない株式の評価のあり方を見直すことが必要である。

III 地方のあり方

● 地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

● ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

● 異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

● 東日本大震災については、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う。また、本年4月に起こった熊本地震も含め、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じる。

V その他

● 税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

10月20日(木)、第33回法人会全国大会に西澤税制・社会貢献副委員長以下14名が参加しました。今年の全国大会は、長崎県のブリックホールにおいて、全国から約1,800名の法人会会員が集まり、盛大に開催されました。

第1部においては、長崎総合大学教授ブライアン・パークガフ二氏による「地方が生き残るために～長崎 その歴史 その魅力 その未来～」と題した記念講演が行われました。日本在住約35年という講師の流ちょうな日本語と時折挟まれるギャグにより会場は大いに沸きましたが、小さな漁村であった長崎が外国船の来航により、共通の利益(貿易)を求めて、正にFace to Faceでの付き合いが行われ、西洋や中国の文化と日本の文化が調和するという独自の文化が生まれたとの説明がありました。これは食文化にも表れており、有名な卓袱料理は、【わ(和)・か(華)らん(蘭)】の料理と言われ、日本料理・中華料理・西洋料理が混在するとともに、円卓での食事により、上下関係を薄く(対等化)する効果があったのだそうです。また、日本人・中国人・西洋人の子供達が共に同じ学校で学ぶ等、当時からお互いを認め合い、正に共存し発展してきたのだそうで、講師自身もこの風土が気に入り、長崎に居を構えたのだそうです。

そして地方創世の決め手として大事なものは、①足元を見る。②温故知新。③Vive la difference(お互いの違いを認め合い、共存する。)ことではないか。皆さんの地方の産物や文化を大切にして、共通の利益のためにお互いを認め合い、共存して欲しい。との言葉で締められ、これからの時代を考える一助を得ました。

第2部においては、税制改正に関するアンケート調査結果を受け、法人会としての平成29年度税制改正に関する提言とスローガンが発表されました。(詳しくは、6、7ページに掲載しています。)

また、会員増強や研修参加率、福利厚生制度推進等に顕著な成果を上げた法人会の表彰等が行われ、いつかは東村山法人会も受彰できるように頑張ろうとの決意を新たにできた有意義な大会となりました。



市民・産業まつり法人会ブース出展報告 祭

税と法人会を知ってもらおう!

今年度も管内各市で開催された秋の市民・産業まつりに法人会ブースを開設し、税と東村山法人会のことを市民の皆様知ってもらおう!と役員の皆さんが活動を行いました。

今年度の市民祭等は、10月16日(日)の清瀬市に始まり、11月12日(土)と13日(日)に東村山市、小平市、西東京市、東久留米市で開催されました。各ブロック等は、「会員募集」や「一億円体験」「消費税期限内完納推進宣言」の幟を立て活動を行いました。特に、恒例の税金クイズに挑戦して頂いた皆様に鉢花や種を配布する企画には長い列がで、法人会のブースは大盛況でした。

また、各ブースに高須東村山税務署長を始めとして税務署員の方々とイータ君が訪れ、法人会のPRにお手伝いを頂きました。

東村山市
いきいきプラザ南側

小平市 小平市福祉
会館前市民広場

西東京市
西東京いこいの森公園

東久留米市
東久留米駅西口

清瀬市
けやき通り



税務署長と役員の皆さん



ブース前の状況



税金クイズ集計結果 (平成28年度)

管内各市で、市民・産業まつりの法人会ブースにおいて税金クイズを実施しました。ご協力頂きました税金クイズ集計結果をご紹介します。

		東村山ブロック 実施日 11月12・13日		小平ブロック 実施日 11月12日		西東京ブロック 実施日 11月12・13日		東久留米ブロック 実施日 11月12・13日		清瀬支部 実施日 10月16日	
問題1 あなたは東村山 法人会を	A. 知っている	757	69.1%	314	68.3%	391	57.5%	534	69.1%	309	63.6%
	B. 知らない	338	30.9%	146	31.7%	289	42.5%	239	30.9%	177	36.4%
	回答数合計	1095		460		680		773		486	
問題2 東村山税務署管 内にはいくつの 市があるでしょ うか?	A. 1市	77	7.1%	46	10.2%	38	5.6%	69	9.1%	61	12.8%
	B. 5市	941	86.2%	337	74.9%	543	80.0%	597	78.3%	328	68.6%
	C. 6市	74	6.8%	67	14.9%	98	14.4%	96	12.6%	89	18.6%
	回答数合計	1092		450		679		762		478	
問題3 皆さんの納めた 国 税 の 使 い 方 (予 算) を ど こ で 決 め て い る の で しょう か ?	A. 税務署	77	7.0%	62	13.4%	68	10.0%	106	13.7%	89	18.4%
	B. 国会	1019	92.6%	401	86.4%	614	89.9%	662	85.3%	392	81.0%
	C. 裁判所	4	0.4%	1	0.2%	1	0.1%	8	1.0%	3	0.6%
	回答数合計	1100		464		683		776		484	
問題4 公立小学生1人の 1年間の教育に 税金はいくら使 われてるでしょ うか?	A. 約86万円	844	76.8%	247	53.6%	470	68.9%	342	45.1%	226	46.3%
	B. 約67万円	184	16.7%	150	32.5%	160	23.5%	288	37.9%	179	36.7%
	C. 約39万円	71	6.5%	64	13.9%	52	7.6%	129	17.0%	83	17.0%
	回答数合計	1099		461		682		759		488	
問題5 1年間の区市町 村のごみ処理費 用は国民1人当 たりでいくらで しょうか?	A. 約6千円	56	5.1%	30	6.5%	30	4.4%	73	9.6%	50	10.4%
	B. 約1万7千円	913	83.2%	332	72.2%	535	78.3%	521	68.2%	288	60.1%
	C. 約8万6千円	128	11.7%	98	21.3%	118	17.3%	170	22.3%	141	29.4%
	回答数合計	1097		460		683		764		479	
問題6 海外にある皆が 太り過ぎないた めの税金はどれ でしょうか?	A. 食べ過ぎ税	119	10.9%	86	18.8%	63	9.3%	184	24.3%	148	31.6%
	B. おやつ税	98	9.0%	53	11.6%	54	8.0%	107	14.2%	90	19.2%
	C. ポテトチップス税	875	80.1%	319	69.7%	562	82.8%	465	61.5%	230	49.1%
	回答数合計	1092		458		679		756		468	
性 別	男	229	30.2%	100	28.1%	167	31.2%	135	25.0%	95	26.8%
	女	529	69.8%	256	71.9%	368	68.8%	406	75.0%	259	73.2%
	回答数合計	758		356		535		541		354	
年 代	10代	62	5.9%	14	3.1%	24	3.7%	21	2.8%	11	2.4%
	20代	33	3.1%	5	1.1%	10	1.5%	7	0.9%	7	1.5%
	30代	73	7.0%	33	7.4%	105	16.1%	40	5.3%	36	7.7%
	40代	116	11.0%	53	11.9%	95	14.5%	83	11.1%	50	10.8%
	50代	125	11.9%	61	13.7%	66	10.1%	108	14.4%	61	13.1%
	60歳以上	641	61.0%	279	62.7%	354	54.1%	492	65.5%	300	64.5%
	回答数合計	1050		445		654		751		465	

正解は… 問題1: 該当するところ 問題2: B (5市) 問題3: B (国会) 問題4: A (約86万円)
問題5: B (約1万7千円) 問題6: C (ポテトチップス税)

は正解数と正解率

租税・科学教室 実施報告



11月19日(土)、第5回目となる租税・科学教室を西東京市の多摩六都科学館で開催しました。

これは、小学生に対して税金の役割や重要性を理解してもらうとともに、自然科学への興味を持ってもらおうと税制・社会貢献委員会と青年部会が協力して開催しているもので、午前・午後の2部制で行い、今年は約170名の方々を招待しました。また、今年は社会貢献事業の一環として地元の養護施設の児童さんを招待しました。

当日は冷たい雨が降り心配しましたが、多くの方々に来場いただきました。受付で子供さんには法人会のノート等を配布して、最初に租税教育に参加いただきました。租税教室は、午前・午後の部とも鎌田税制・社会貢献員長の主催者代表挨拶に始まり、篠宮青年部会長から租税教室についての説明等の後、司会進行役を午前の部は今井幹事、午後の部は大山副部会長が行い、先生役を午前の部は上大谷監査幹事、午後の部は森津幹事が務めました。

最初に国税庁作成の税金がなくなった国を題材としたアニメを鑑賞後、それを題材にしたクイズに子供さんに挑戦して貰い、税金の重要性や必要性を学びました。

租税教室終了後に、プラネタリウムと大型映像の鑑賞券を全員に手渡して、今度は科学に関する事項を学んで貰うとともに、アンケートに答えていただいた方全員に、科学館グッズをプレゼントする等、親子等で1日を楽しんでいただきました。

高須東村山税務署長や小川法人会会長、尾林副会長が見守る中、税制・社会貢献委員と青年部会が一致協力して、準備や運営を行い、子供たちに喜んでもらえたという大きな成果を得て、無事に終了しました。

以下、アンケートの中の自由意見を少し紹介します。

☆子供さん☆

- ・税金はみんなの役に立っていると思った。
- ・先生役のお兄さんが分かり易く教えてくれたので理解できた。
- ・プラネタリウムは楽しくきれいだった。大型映像に包まれているようで楽しかった。
- ・また、来年も来たい。

保護者等

- ・子供と税金の話をしたことがなかったので、良い機会になった。
- ・参加型のイベントは大変勉強になる。中学生や高校生にもやってほしい。



鎌田税制・社会貢献委員長の挨拶



参加状況



クイズ挑戦中の子供達



篠宮青年部会長の挨拶

ご案内

新春講演会のご案内

新しい需要創出のための戦略

講師

(株)モスフードサービス

代表取締役会長 櫻田 厚氏



日時 平成29年1月17日(火) 午後3時30分開催

会場 立川グランドホテル(立川市曙町2-14-16)

参加費は
どなたでも無料
申込も不要です!

地域の名所

小川寺（しょうせんじ）

正式には医王山（いおうざん）小川寺といえます。東京都小平市の青梅街道沿いにあるお寺です。入り口には平成11年（1999年）につくられた立派な山門が出迎えてくれます。山門の左右には、とても迫力ある仁王像が納められています。来る者に絶えず睨みを利かせています。

江戸時代に小川新田（小川村）を築いたのは、小川九郎兵衛（おがわくろうべえ）という方です。小川九郎兵衛は、玉川上水から水を引く許可を得て、開拓に乗り出しました。久郎兵衛34才から開拓を始め14年後の1669年、一通りの基礎を築いたのち家督を譲り、その年に亡くなっています。

境内にはその小川九郎兵衛の墓があり、小川九郎兵衛墓は、小平市の史跡にも指定されています。

お寺の裏庭には、美しい日本庭園あり、境内には鐘楼があります。鐘楼は山門と同じ平成11年につくられました。吊るされている梵鐘（ぼんしゅ）は貞享3年（1686年）に鋳造されており、現在、小平市の有形文化財に指定されています。



【小川寺所在地】
東京都小平市小川1-733

地域のイベント情報

清瀬

平成29年1月14日（土）午前10時～
消防団出初式を開催します！

徒列行進、ポンプ車などによる分列行進、消防操法、一斉放水などを披露します。



■日時 ▶ 平成29年1月14日（土）午前10時～

■場所 ▶ 神山公園（清瀬市中清戸三丁目235）
※直接会場へ。

■問い合わせ ▶ 防災防犯課防災係 ☎042-497-1847

社労士 column

事業所がブラック企業 と言われなかったために！

今年もあとわずかになりましたが、皆様お元気でお過ごしでしょうか。さて、全国の総合労働相談コーナーにおける相談内容のうち「いじめ・嫌がらせ」が4年連続で最多となりました。（厚労省調べ）

職場のメンタルヘルス不調やパワーハラスメント等の各種ハラスメントや社内いじめは従業員だけの問題ではなく、生産性の低下、ブラック企業イメージの増幅など事業所にとっても大きなダメージにつながります。

昨年12月25日のクリスマスに飛び降り自殺をした電通の新入女性社員（享年24歳）の労災認定が、本年9月末になされました。同社は昨年8月に既に労基署から違法な長時間労働については是正勧告を受けていたにも関わらず、今回の過労死が起きてしまったため事態を重く見た当局が、本年10月14日に電通本社への一斉立ち入り検査を実施し、さらに本年11月7日、厚生労働省は労基法違反の疑いで電通の東京本社や全国の支社に対してカトク（過重労働撲滅特別対策班）による強制捜査に移行しました。

この背景には、この新入女性社員の方が月100時間を超える時間外労働を強いられたうえ、上司から受けたパワハラまがいの暴言をSNSで発信していたことや去る1991年に起きた入社2年目の男性社員の過労自殺による民事訴訟の最高裁の判決で、同社が、初めて会社の安全配慮義務違反を認め多額の損害賠償を支払った前歴があること等があると考えられます。

もし、今回は刑事事件の立件がなされると、労基法36条に基づく労使による36（サブロク）協定違反による違法な長時間労働が横行していたことになり、責任者の逮捕・送検も視野に入ります。罰則は「6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金」（労基法32条）となります。

結果的に、事業所がブラック企業といわれなかったためには、真摯に現在の労働環境を見直し、職務分担・業務量・勤務シフト・定期健診受診状況・メンタルヘルス不調対策状況（産業医に加え相談窓口の設置等）等のやるべきことは多くあります。

社内秩序の崩壊、ブラック企業と呼ばれる風評被害の拡大、株価下落等により、事業所の信用やブランドの棄損を防ぎ、従業員の生命を守り幸福を増大するためには、まず事業主がコンプライアンスを重視しかつ現場の問題点を把握し改善し続けてゆく努力が不可欠といえましょう。

（本年11月10日付で執筆しております。）

筆者紹介

石津 雄美（いしづ たかよし）

2016年12月1日現在



石津 社労士事務所 オールフォーオール 所長（特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属）
代表（経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーソー（株）代理店、O3S（ワンストップソリューションサービスチーム）＝AFLAC 主宰、マイナンバー推進協議会会員）
一般社団法人ウェルフルジャパン（WFJ）会員

■昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
■昭和54年 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
■保有資格 ライフ・コンサルタント（生保協会）、年金アドバイザー3級（銀行業務検定）、社会保険労務士（平成10年11月）
■平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格－特定社労士資格取得
■平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得（全国社会保険労務士会連合会）

■所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-7-1 雅ミヤビ17ワイズD
■TEL 090-1738-7991
■e-FAX 03-4496-5373
■e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
■HP http://www.just.st/7162591



株式会社 クリーンバスターズ

「人と人とのつながりを大切に」

私達クリーンバスターズは、創業は短いですが、建物管理においては、幅広い知識を持っている会社です。社員も一人ひとりプロとしての自覚を持ち、日々努力、勉強を重ねております。お客様から「クリーンバスターズに仕事を依頼して良かった」と声を聞くのを楽しみに、毎日業務に取り組んでおります。

我が社は、当初「有料老人ホーム そんぼの家萩山」の床清掃業務からスタートした会社です。今では4つの施設の管理を任されております。床清掃、庭の樹木管理、退去後の不用品の廃棄処分、厨房の側溝の高圧洗浄、害虫駆除等あらゆる建物に関する業務を行うほか、鳥屋のデリバリー、焼きそば、フランクフルト焼きなどイベント開催の支援など地域の皆様に喜んでいただける業務を展開しています。

お客様とともに現状を把握・確認し、どのようにしたらお客様が喜んでいただけるのかを常に打ち合わせをしながら進めています。このように、クリーンバスターズの社員は一人ひとりが、建物管理から家事代行サービスまであらゆる分野にわたりサービスを提供させていただいております。

また、会社事業の一環として、西武線萩山駅北口のエレベーターを降りてすぐのところに、居酒屋「いらっしやいませ」を今年10月5日にオープンいたしました。代表自らが調理人となって、美味しい手料理を飲み物とともに低価でご提供させていただいております。ご来店の際には、法人会の会員ですとグラスビールを一杯サービスさせていただきます。お近くにお越しの際は、是非ともお立ち寄りください。お待ちしております。



「人と人とのつながりを大切に」を我が社のモットーとして、またスペシャリストの会社として、社員一人ひとりが自覚し、皆様とともに歩んでいきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

株式会社 クリーンバスターズ

■所在地 皆様ぜひお越しください
〒189-0012
東村山市萩山町4丁目10-67-107
■TEL 042-392-8288
■代表取締役 横田 菊男



グラウンド・ゴルフ大会実施報告

10月7日(金)西東京市向台運動場において公益社団法人東村山法人会主催、西東京グラウンド・ゴルフ協会協力による第5回グラウンド・ゴルフ大会が開催されました。本大会は会員・非会員は問わず広く参加者を募集、地域スポーツ振興を目的として行い、晴天の下85名の皆様が合計18ホールのプレーを楽しめました。



記念撮影



井上組織・厚生委員長の開会のご挨拶



参加されたプレイヤー

男性の部
優勝 佐々木 好市氏
スコア48

女性の部
優勝 吉井 美知子氏
スコア57



男性の部優勝佐々木好市氏(左)と井上組織・厚生委員長(右)



女性の部優勝吉井美知子氏(右)と尾林副会長(左)

消費税期限内完納推進宣言式 実施報告

11月8日(火)、東村山税務署において「消費税期限内完納推進宣言式」が行われました。これは東村山納税懇話会の各団体が社会保障の財源として期待されている消費税の滞納の未然防止を図るとともに、期限内納付の励行を率先して宣言することにより、納税道義の高揚を図る目的で行われました。宣言式においては、先ず当会小川会長が納税懇話会を代表して完納推進宣言をし、各団团长が署名を実施して高須税務署長に宣言書を手交しました。その後、消費税期限内完納推進横断幕を西武線東村山駅構内に掲示しました。



小川会長から高須署長への宣言書の手交



東村山駅横断幕と税務署幹部及び懇話会各団团长

年末調整実務研修会 実施報告



室橋上席調査官



山岸上席徴収官



研修会場

11月14日(月)法人会館において年末調整実務研修会が会員及び非会員45名に対し開催されました。講師に東村山税務署室橋上席調査官と山岸上席徴収官をお招きし、DVDによる「年末調整しかた」と「法定調書の作成と提出のしかた」を学習し、さらにテキストを使用して説明を受け、各企業等における年末調整手順の普及に寄与しました。

情報セキュリティセミナー 実施報告



佐竹講師

みらいコンサルティング(株)
プロフェッショナル・サービス
事業本部チーフコンサルタント



蛭間講師

NTT東日本オフィス営業部
オフィスICT部門部門長

11月10日(木)と15日(火)15時30分より、法人会館において情報セキュリティセミナーが開催されました。第1部の講師にみらいコンサルティング(株)プロフェッショナル・サービス事業本部チーフコンサルタントの佐竹伸氏をお迎えし、演題「盗まれてからでは遅すぎる!! PC・情報を脅威から守る具体策」をご講演いただきました。続いて、第2部の講師にNTT 東日本オフィス営業部オフィス ICT 部門部門長の蛭間武久氏をお迎えし、演題「盗まれないためのセキュリティ対策サービスのご紹介」をご講演いただきました。

ランサムウェアやフィッシング詐欺等、それに対する具体的な対処法を学習し、各企業の情報を守る参考となりました。

ひと
ひと

小平第3支部 支部長

林 研 志 さん



ソウゾウをカタチにしよう

昭和46年に奈良県で生まれた私は、システムエンジニアだったおしゃべりの父親の影響で、小学生の頃にはプログラミングをしていました。ただし、流行の？引きこもりではなく、スイミングスクールに通い、6年生の時には選手育成コースを推薦されるまでになっていたりと、また同時にやっていた空手道では、負けず嫌いが高じて小学生で有段者になったりと、かなりストイックで活動的な子供時代だったような記憶があります。両親のおかげで高校、大学へと進学をさせて頂き、有意義な学生生活をさせて頂きました。

大学4年生、ギリギリの単位で卒業が決まるころ、本来であればシステムエンジニアを目指すべきでしょうが、大学時代にアルバイトをしたスーパーマーケットで食品業界に魅了された私は、エンジニアではなく、食品業界の道を選びました。卒業後、就職と同時に関西を離れ、この小平に住むことになりました。その数年後、当時の配属先で知り合った女性は今のお嫁です。お蔭様で気が付くと20年経ちました。

さて、就職から10年、転職が起きます。それは務めていた会社の倒産。人生という意味では、いろいろな人の本質を知ることができた貴重な経験ですが、二度と経験したくないですね。そして、この時に初めてのヘッドハンティングを経験。「まっしろの画用紙を渡すから好きなようにやってくれ、林君なら大丈夫や。」



安心価格でとりあえず
ホームページ
作ってみませんか？
<http://www.制作ホームページ.com>

えっ!? 年間サポート料が
9,000円!! (税抜き)
初期費用 ¥49,000 (税抜き)

- メールアドレスがそのまま使えます!
- ドメインもそのまま使えます!
- 会社の信頼度向上!

こんなホームページができますよ。

法人会にご入会ください

1

法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- 1) 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談を行っております。決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX 講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- 2) 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的に行っています。

2

法人会は幅広い相互扶助事業を行っています

- 1) 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- 2) 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- 3) 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3

法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国85万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行っています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ 東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介コーナー



この9月にレセプタント派遣の会社を設立しました。ホテル、会館等での祝賀会や記念パーティ、懇親会等のイベントをサポートさせていただきます。どうぞ宜しくお願い致します。

- 法人名 (株)ムーンオアシス
- 代表者 和地 朋子
- 住所 国分寺市泉町3-37-34-411
- TEL 042-349-6056
- FAX 042-349-6057
- 支部 小平第1支部(賛助)



弊社は熊本県の孟宗竹、真竹を主原料に天然100%竹ミネラル洗浄液の企画製造販売を致しております。

合成界面活性剤、漂白剤、合成着色料、柔軟剤など化学物質不使用の本製品は洗たく排水も河川を汚しません。将来を担う子供たちを守り、自然環境に負荷を与えない製品づくりを目標に致しております。アトピー性皮膚炎や、化学物質過敏症で苦しんでいる方、敏感肌、自然環境に関心をお持ちの方に大変好評を頂いております。おひとりでも多くの方にご愛用賜り実感して頂きたくお願い申し上げます。

- 法人名 ラレシーブオーバンブー(同)
- 代表者 横尾 宏子
- 住所 西東京市田無町6-17-2
- TEL 042-467-9891 ■FAX 042-439-6139
- 支部 西東京第2支部
- HP <http://www.lalessive-aubambou.com>



西東京市で税理士事務所を営んでおりますイナリ税理士事務所の税理士の清水克彦と申します。税理士業務に携わり10年が経過したのを節目として、地元の西東京市で開業させて頂くこととなりました。

当事務所では、相続・不動産税務、中小企業の税務会計をメイン業務として行っており、税金という難しい事柄を、「わかりやすく

ご説明する」をモットーに仕事を行っております。法人会の税務関係の行事には積極的に参加させて頂きたいと考えておりますので、その時は何卒よろしくお願い致します。

- 法人名 イナリ税理士事務所
- 代表者 清水 克彦
- 住所 西東京市住吉町4-11-21
- TEL 042-439-9515 ■FAX 042-439-9489
- 支部 西東京第3支部(賛助)
- HP <https://www.inari-taxoffice.com>

新入会員紹介

自平成28年9月1日～至平成28年10月31日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
小平第3支部	小平市学園東町2-4-22	(株)エムエスジー	松永 定義	葬祭業(冠婚葬祭)	042-386-4763
西東京第1支部	西東京市南町4-1-15	(株)進明	横山 明男	飲食業	042-467-2528

東村山法人会

セミナーのご案内

**参加費
無料!!**

決算法人説明会	1月11日(水)	13時30分～16時
決算法人説明会	2月1日(水)	13時30分～16時
決算法人説明会	3月1日(水)	13時30分～16時
新設法人説明会	1月25日(水)	13時30分～16時10分
新設法人説明会	3月22日(水)	13時30分～16時10分
税務教室「消費税申告書作成講座(原則課税)」	1月24日(火)	14時～16時
税務教室「消費税申告書作成講座(簡易課税)」	2月21日(火)	15時～16時
税務教室「法人税申告書作成講座」	3月21日(火)	14時～16時

※決算法人説明会、新設法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越しください。

どなたでも参加できます！

参加ご希望の方は東村山法人会事務局にお電話ください。☎042-394-7654

東村山税務署長納税表彰・都税感謝状 受彰者紹介

東村山税務署長納税表彰受彰者紹介

平成28年度東村山税務署納税表彰式が11月17日(木)ルネこだいらにおいて開催され、国税に対する貢献者として東村山法人会から2名の方が署長表彰を、4名の方が署長感謝状を受彰されました。

表彰式には各市長を始め大勢の来賓や法人会の会長も参加され受彰者の功績を讃えられました。

税務署長受彰者(敬称略)

仁平 重光(東村山市、常任理事)
恩田健次郎(清瀬市、理事)

税務署長感謝状受彰者(敬称略)

高橋 眞(東村山市、理事)
井上嘉明(小平市、常任理事)
神藤栄一(東久留米市、常任理事)
篠宮宣典(東久留米市、理事)
細山茂美(清瀬市、常任理事)



受彰者と法人会役員の皆様

立川都税事務所長感謝状受彰者紹介

平成28年度税務功労者立川都税事務所長感謝状贈呈式が12月1日(木)14時15分、東京都立川合同庁舎において行なわれました。当会から小平の林新副会長が東京都の税務行政の推進に貢献された功績により受彰されました。



林副会長(左)

会員増強決起大会実施報告

今年度の東村山法人会統一の会員増強デーが10月13日（木）に、会員増強期間が10月13日（木）から11月12日（土）の間に設定され、各ブロック・清瀬支部において、会員増強決起大会等が下記の日程で行われました。各会場では法人会活動の基盤である会員の増加を目指して頑張ろうと決意表明が行われました。ブロック毎の決起大会等の様子を写真でご紹介します。

東村山ブロック

10月13日(木)
法人会館



白石副会長のご挨拶



会員増強に向けた関の声

小平ブロック

10月26日(水)
ブリヂストンクラブ



林副会長のご挨拶



参加された会員の皆様

西東京ブロック

10月6日(木)
谷戸イチョウホール



尾林副会長のご挨拶



会員増強に向けた関の声

東久留米ブロック

10月15日(土)
忍野 仁泉



高橋副会長のご挨拶



会員増強に向けた関の声

清瀬支部

10月13日(木)
清瀬商工会館



増強活動の説明
左) 村野副会長 中) 恩田支部長
右) 西澤副支部長



参加された会員の皆様

国内研修実施



第33回法人会全国大会に引き続き、神藤事業研修委員長以下14名が長崎・佐賀・福岡の研修を実施しました。最初に原爆資料館を見学し、悲惨な状況を目の当たりにして改めて平和の尊さを痛感しました。特別展示として、今夏オバマ米大統領が広島を訪れた際に奉納された千羽鶴の一羽が展示されており、核の無い平和な世界の実現を全員で祈りました。21日は、世界遺産に登録され人気を博している軍艦島クルーズに参加しました。周囲約1.2kmの小さな島ですが、石炭の採掘により最盛期は5千人を超える人口だったそうです。このため、日本で最初の高層アパートが建築されるだけでなく、島内には学校や病院、デパートや娯楽施設まで完備されていたそうです。但し、昭和49年に閉山され現在は無人島となり、施設の修理等もできないことから、老朽が進んでいるとのことでした。残念ながら、うねりが激しく上陸はできませんでしたが、四周から島の状況を観察し、時代の流れを感じました。

その後、嬉野のお茶工場、太宰府天満宮で研修し、最後は福岡名物の辛子明太子の漬け込み体験を行い、無事に全員が帰京いたしました。長崎・佐賀・福岡の見識を高めるとともに、参加会員間の交流を深めた有意義な国内研修となりました。



軍艦島クルーズ船の前にて



原爆資料館前記念碑前にて



軍艦島(端島)



明太子の漬け込み(体験)

多彩なバリエーションと一流の講師陣による豊富なコンテンツが満載

会員だけの
特典!!

料金無料!!

セミナーインターネット DVDでレンタル予約 レンタルサービス!

会社や自宅にしながらインターネットから見たいセミナーが予約できます。
インターネットでサンプル視聴できるので、興味あるDVDやCDが予約できます。
忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適。



STEP1



ネットでお申し込み

STEP2



オフィス・ご自宅
お届け

STEP3



ポストにご返却

豊富なセミナーと一流の講師陣がバックアップします。

■一般経営 ■政治経済 ■環境・高齢化 ■健康・ライフスタイル ■著名人 ■研修・人材育成 ■実務家 ■労務 ■税務・財務・経理 ■法律

東村山法人会ホームページ「<http://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>」よりお申し込み頂けます!!

ご案内

賀詞交歓会のご案内

日時 平成29年1月17日(火) 午後5時20分開会

場所 立川グランドホテル(立川市曙町2-14-16)

参加費

- ・正会員 1,000円/人
- ・賛助会員 2,000円/人
- ・非会員 5,000円/人

※新春講演会は、午後3時30分から開始されます。
細部はP10を参照下さい。

お問合せは東村山法人会事務局 ☎ 042-394-7654

報告

東村山第3支部 日帰り研修会実施

今年も、恒例の第3支部親睦日帰り旅行を開催しました。会員17名が東村山駅より定刻の9時半に出発し、関越道から下仁田へ、一路、黒滝山不動寺へ山道を登るとベストな紅葉を皆で楽しみました。その後、常盤館でコンニャク会席を堪能し、下仁田ネギ祭りに参加しました。無事に東村山へ戻り、来年の旅行も皆で参加することを約束して、事業を終了する事ができました。



黒滝山不動寺にて

東村山第6支部 日帰り研修会実施

報告

10月10日(月)日帰り親睦旅行を地元企業の銀河鉄道(株)にご協力していただき、実施致しました。今回は、小松沢レジャー農園(秩父)にて、きのこ狩り、昼食、ぶどう狩りを楽しんできました。天候にも恵まれ、自然豊かな場所で参加者全員楽しんでいました。



小松沢レジャー農園にて



お楽しみの昼食会

帰りには、行程を少し変更して浦山ダム、武甲酒造の見学を行いました。車中も行きや移動中も盛り上がり、帰りはビンゴなどで楽しみ、充実した親睦旅行だと実感しています。参加していただいた会員様、ご協力有難う御座いました。また来年度の親睦旅行も宜しくお願い致します。

当初、11月17日の予定を変更して21日(月)に実施、晴天。参加27名でした。浜離宮恩賜公園散策、今話題沸騰の築地市場見学と買い物、浅草観音お参り仲見世通り見学、柴又寅さん記念館見学の行程。喧噪のビル群の中に緑と水の清々しさと静寂さを湛えた浜離宮公園、たまたまお茶席が空いていたので抹茶を一服。

築地場外は、歩くのが大変な人、人、人の波。何とか買い物を済ませ昼食の場所浅草へ。ここも人の波。年寄りの我ら、負けずに歩く。寅さん記念館は2回目、3回目の方々が多くいましたが、数ある記念館の中でも秀逸の部類！改めて感じた次第。午後6時半西東京へ無事帰着。



西東京ブロック 日帰り研修会

東久留米ブロック 日帰り研修会実施



東久留米ブロック日帰り研修会



水陸両用バス

東久留米ブロックは、10月15日(土)高橋ブロック長をはじめ、4支部総勢44名にて会員増強決起大会と親睦を兼ねて、山梨方面に日帰りバス旅行に行ってきました。当日は、秋晴れに恵まれ気分は最高！まずは、山中湖へ向けて出発！

皆さん初体験である水陸両用バスに乗り、湖畔から湖へダイブ！意気高揚したところで、決起大会会場である忍野村仁泉(昼食会場)に向かい富士山の麓、各支部長さんから拡大目標と熱い思いを語っていただき、昼食にしました。

その後、国の天然記念物である忍野八海を見学し、河口湖畔にてお土産を買い、皆さん笑顔と共に無事帰着しました。

記 副ブロック長 三沢 和喜

清瀬支部 一泊研修旅行実施



塩屋埼灯台にて

清瀬ブロックは平成28年11月6日(日)、7日(月)の2日間で恩田清瀬支部長を代表とした合計31名が参加した研修旅行を実施しました。1日目は清瀬を午前7時30分にバスで出発し、裏磐梯レイクリゾート虹の森にて昼食後、五色沼を散策し母畑温泉ホテル八幡屋で宴会宿泊し、会員同士の親睦を深めました。

2日目は被災地の塩屋埼にて震災時の津波の状況を聞き、現地の視察をしました。小名浜港・市場食堂で昼食をとり、途中車中でビンゴゲーム大会、いわき市観光物産センター等で買い物しながら、清瀬へと全員無事に帰ることが出来ました。ご参加された皆様、楽しい旅行をどうもありがとうございました。



宴会

記 広報委員 狩野 徹

女性部会交流会実施

報告



東京湾クルーズ



クルーズ船前にて

11月16日(水)、女性部会交流会が行われました。今回は、シンフォニー東京湾クルーズに行ってきました。お天気にも恵まれ、東京ディズニーリゾート、アクアラインの海ほたる、羽田空港等、東京湾全体が見通せ、海から眺める景色にとっても新鮮な気持ちになりました。



船内の様子

道中、車窓より紅葉も楽しみ、とても有意義な交流会でした。

立川都税事務所からのお知らせ

—都税についてのお知らせ—

年末年始における窓口業務のご案内



年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。

	12月28日(水)	12月29日(木) ～1月3日(火)	1月4日(水)
都税の納税	○	×※	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証明書等の取扱い	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、パソコン等からのクレジットカード納付、インターネットバンキング、モバイルバンキング、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 立川都税事務所 042-523-3171 (代表)

法人会行事のご案内

平成 28 年 11 月 25 日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
1.10(火)	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館	2. 8(水)		生活習慣予防検診	田 無 タ ワ ー
1.11(水)	13:30	決算法人説明会	//	//	13:00	中小企業会計啓発普及セミナー	法 人 会 館
1.17(火)	15:30	新春講演会	立川グランドホテル	2. 9(木)		生活習慣予防検診	東大和ハミングホール
//	17:20	賀詞交歓会	//	2.10(金)		生活習慣予防検診	//
1.18(水)	13:00	労務経営相談会	法 人 会 館	2.13(月)		生活習慣予防検診	東久留米スポーツセンター
1.22(日)		青年部会主催出前授業	小平市立小平第一小学校	2.14(火)		生活習慣予防検診	//
1.24(火)	14:00	第8回税務教室	法 人 会 館	//	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館
1.25(水)	13:30	新設法人説明会	//	2.15(水)	13:00	労務経営相談会	//
2. 1(水)	13:30	決算法人説明会	//	2.21(火)	15:00	第9回税務教室	//
2. 4(土)		青年部会主催出前授業	東久留米市立南町小学校	2.22(水)	13:30	e-Tax・eLTAX講習会	//

本誌の表紙にご応募頂いた方のお写真をご紹介します。

皆様振るって
ご応募ください。



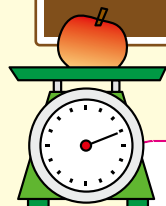
清瀬市
狩野 徹さん

Recipe

簡単で美味しい自家製の肉饅

Instructor

東久留米第1支部
野島 貞夫さん



つくりかた

- 1 皮を作る** ボウルに皮の材料を全てを入れて200cc くらいのぬるま湯を少しずつ入れてこねる。生地が滑らかになったら丸くして、乾燥しないようにラップをして休ませる。一回目の発酵
- 2 具を作る** 大きなボールに具の材料を全て入れて、よく混ぜる、滑らかになったら良い。
- 3 包** 休ませた生地を棒状に伸ばし、18個分を分割する。分割下生地を面棒で中心は厚めに、フチは薄くなるように丸く伸ばしていく。伸ばした丸い生地に具をのせて包む。
- 4 蒸す** 全て包み終わったら、蒸し器に丸く切ったクッキングの上にのせて、二回目の発酵、発酵したら、(強火で8分)蒸し上げる、完成。



材料
16個分

★皮

薄力粉……………400g
ドライイースト…大1(10g)
ベーキングパウダー…大1(10g)
塩……………少々
ぬるま湯

★具

豚挽肉……………400g
玉ネギ……………1個みじん切り
生姜……………少々みじん切り
玉子……………2個
醤油……………少々
砂糖……………少々
鶏ガラスープ素……………少々
酒……………少々

あなたの撮った写真

あなたの趣味に関する記事も募集しています



募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
選考し採用された写真または投稿を掲載させて頂きます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

- 写真** 2950 × 2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG, TIFF 推奨)
- 記事(文書)** 200 ~ 400字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て
TEL042-394-7654
〒189-0014 東村山市本町1-23-6
e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行月の2ヶ月前の月末までに
ご応募ください。

- 4月号の締切は2月末まで
- 6月号の締切は4月末まで
- 8月号の締切は6月末まで
- 10月号の締切は8月末まで
- 12月号の締切は10月末まで
- 2月号の締切は12月末まで

公益社団法人東村山法人会報 [248号] 平成28年12月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載